

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成十二年十二月奈良県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第二十七条」を削り、「含む。」の下に「第二十八条第三項ただし書及び第三十五条第三項ただし書」を加える。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第六条中「第一百五十七条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第八条第二項及び第九条第二項中「第一百五十七条第二項第一号」を「第五十一条第二項第一号」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条を次のように改める。

（登録販売者試験における不正行為者の受験停止等）

第十二条 知事は、登録販売者試験に関して不正行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

「第7条第3項ただし書

第一号様式中「店舗」を「店舗、営業所」に」 第17条第4項において準用する第

第27条において準用する第7条第

「第7条第3項ただし書

7条第3項ただし書」を 第17条第4項において準用する第7条第3項ただし書」に

3項ただし書」 第28条第3項ただし書
第35条第3項ただし書」

「薬 局 「薬 局

一般販売業（卸売一 医薬品製造業
を」に改める。

業 業 業 業 業
卸 卸 卸 卸 卸
業 業 業 業 業
卸 卸 卸 卸 卸
業 業 業 業 業

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。